

消毒副生成物

建築物衛生法[※]に該当する施設では1年ごとに1回（6～9月までの間）の検査が義務付けられています

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

一般財団法人北里環境科学センター

項目	項目の説明	基準
6 塩素酸	健康 ^{※1} 消毒副生成物 (塩素消毒によって増える物質)	0.6mg/L以下
7 クロロ酢酸		0.02mg/L以下
8 クロロホルム		0.06mg/L以下
9 ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下
10 ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下
11 臭素酸		0.01mg/L以下
12 総トリハロメタン		0.1mg/L以下
13 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下
14 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下
15 ブロモホルム		0.09mg/L以下
16 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下

※1：人の健康に関連する項目